効率的・経済的な法適化作業の提案

遠藤委員

(1) 全事業に財務規定を適用するため、小規模事業については効率的・経済的な対応を認める。 その内容は次の通り。

簡易水道や下水道の法適用準備作業には現在、特別交付税による財政支援制度がありますが、 4分の1程度の支援です。多くの自治体は財政が逼迫していますので、予算をかけないでやる方 法を考えてはいかがでしょうか。

ここで紹介するのは、県内とか近隣の自治体が共同して一部委託する方式です。事業の担当者が集まって年4回程度の勉強会をしながら、貸借対照表作成の基礎資料を自前で整理し、仕上げとその他事務手続き案の作成、監修を専門のコンサルタントに依頼する方法です。簡易水道というのは名前が表しているとおり「簡易」ですし、小規模下水道も資産の構成が単純ですから、書類さえ揃えば後は単純作業です。最初の勉強会で全体の流れをつかみ、次回までにする作業に必要な知識と具体的な作業内容を学び、次回の期日を定め、それぞれ持ち帰って作業をする。それを数回繰り返せば仕上がるという方法です。わからないことはメールでやりとりをして掲示板で関係者が共通理解を深めるということにすれば、わからないこともわかるようになります。作成したものは専門家のチェックを受けますから安心です。

委託費用は全部を委託すれば小さい自治体でも、会計システムを除いても数百万円はかかるでしょう(表1)。しかし、最初にコンサルタントから全体の仕事の流れの説明を受け、そのうえで基礎資料の収集と整理は直営で行い、貸借対照表の仕上げやその他法適用に必要な事務の支援を、県内とか方部別に専門業者にまとめて共同で委託すれば、団体数によりますが50万円から200万円以内でやれるでしょう。また、会計システムの導入も共同で発注すれば3分の1程度は安くすることが可能です。

勉強会は次のように進めます。

第1回(5月)・・・法適化計画書(基本方針)の作成、作業フローの確認 (この間に表3の書類を探して揃えます)

第2回(7月)・・・資産調査・評価方法の共同学習、資産台帳の整理の仕方と評価 (この間に資産台帳を整理します)

第3回(9~10月頃)・・・開始貸借対照表の作成方法の講義、会計システムの検討、法適化に伴 う事務手続き(例えば条例規則、

第4回(11月)・・・・法適化準備状況のチェックと議会対応、税務署届出、総務省報告等の標準様式、書式を関係自治体に提供

次に、一部委託方式の仕事の流れを表2にまとめてみます。

表1 業務に必要な費用

	委託範囲 直接経費		業務の内容(町村営事業)	
1	全部委託方式	500 万円前後	資産調査を含めて全部受託者、移行事務は案作成	
2	一部委託方式	50~200 万円	資産調査は町村、その他は受託者	

注1:直接経費には、外部からのアドバイザー派遣費用も含む。

注2:会計処理及び固定資産管理システムの導入経費は含まれていない(別途発注)。

表 2 地方公営企業会計移行事務処理の流れ(一部委託・資産調査直営)

順序	項 目	時 期	参考
1	委託先と事前協議	4 月	
2	第1回勉強会	5 月	
	法適化計画書作成、作業フロー確認		
3	累年歳入歳出決算書の事項別明細整理、決算統計	5~6月	書類リスト
	整理、企業債残高明細書作成など		
	資産台帳作成に必要な書類の収集整理		
4	第2回勉強会	7月	整理ソフトを渡
	資産調査・台帳整理、資産評価方法の実務研修		す
5	第3回勉強会	10 月	開始貸借対照表
	開始貸借対照表の作成、関係条例案作成		
6	関係条例議会審議(来年4月施行)	12 月	
7	第4回勉強会	11 月	
	会計管理システム構築等		
8	新予算の調整、会計システム準備	12~3 月	予算案
9	出納及び収納取扱金融機関の指定、打ち切り決算	3月	
10	税務署へ事業廃止届出書、消費税の新設法人に該	4月	
	当する旨の届出書、総務大臣へ地方公営企業法適		
	用状況異動報告書の提出		

11	第5回勉強会	5月	
	実施状況確認、課題と対策、セグメント開示		

表3 予定開始貸借対照表の作成に用いる書類

- 1 予算書
- 2 決算書(必要に応じて事項別明細及び取引内訳のわかる伝票類)
- 3 予算繰越計算書(報告書)
- 4 消費税関係申告書(仮受・仮払消費税の計算内訳書、特定収入の計算内訳書
- 5 企業債台帳及び元利償還計算書
- 6 簡易水道台帳
- 7 設計書(当初、変更も含む)、契約書、竣工図書(図面等を含む)
- 8 固定資産台帳及びその内訳書(あれば)
- 9 事業認可申請書(当初、変更)及び事業計画書
- 10 起債申請書、借入申込書
- 11 決算統計、簡易水道統計
- 12 その他、必要に応じて決裁文書など補足資料
 - (2) この方式を応用すれば、コンサルタント料を支払い、全体の仕事の指導と最後の成果品の 監修をしてもらう、直営で取り組む方式も考えられる。